

第19回川内地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和8年2月26日（木） 13:30～14:20

2. 場 所

Teams 会議

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、
第十管区海上保安本部、陸上自衛隊西部方面總監部
- (2) 関係自治体等 : 鹿児島県
- (3) オブザーバー : 薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、
日置市、さつま町、長島町、九州電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 沖田推進官、鈴木補佐、那須補佐、
牧川上席政策調査員、村松主査付

4. 議 題

- (1) 「川内地域の緊急時対応」の改定について
- (2) その他

5. 配付資料

- ・資料1 「川内地域の緊急時対応」の改定について（案）
- ・資料2 「川内地域の緊急時対応」（概要版）（案）
- ・資料3 「川内地域の緊急時対応」（全体版）（案）
- ・資料4 防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について（案）
- ・資料5 原子力災害対策指針に関するQ&A（屋内退避編）（案）

6. 概 要

(1) 「川内地域の緊急時対応」の改定について

○内閣府から、資料1、資料2、資料3については令和8年3月中に開催予定の川内地域原子力防災協議会の資料として使用する旨、また、資料4、資料5については令和8年2月18日の原子力規制委員会において公表されたものであり、これらの内容を踏まえて資料3の54ページ及び55ページを整理した旨、説明があった。

○内閣府から、資料3に基づき、「川内地域の緊急時対応」における前回作業部会開催時からの修正箇所等について説明があった。

○鹿児島県から、資料3の55ページにおける「屋内退避が長期化した場合等必要と認める場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業

者に営業を呼びかけ。」との記載に関し、呼びかけの主体等に関する今後の検討の方向性について質問があった。これに対し内閣府からは、事業者の規模及び災害想定等により適切なアプローチも異なると考えているところ、今後検討を進める過程において、鹿児島県にも適切な時期に説明や相談をしたいとの回答があった。

- 鹿児島県から、屋内退避に関する運用は、「緊急時対応」に記載された内容だけでなく、改正後の原子力災害対策指針や屋内退避に関する同指針関連文書（以下「改正指針等」という。）の内容も踏まえて運用していくという認識でよいかとの質問があった。これに対し内閣府からは、「緊急時対応」に加えこれらの文書の内容を踏まえた対応をしていく旨の回答があった。
- 鹿児島県から、改正指針等の防災基本計画への反映方針に関する質問があった。これに対し内閣府からは、防災基本計画の修正等については、内閣府防災担当による総合調整のもと毎年実施されており、原子力規制庁と内閣府防災担当の間で防災基本計画への盛り込み方を検討しているとの回答があった。また、原子力規制庁からは、防災基本計画の修正に係る具体的な内容は内閣府防災担当と調整中であるものの、昨年の指針改正によって盛り込まれた主な事項については、防災基本計画にも反映させる方向で検討している旨の回答があった。
- 内閣府から、仮に今後、誤記や表現ぶり等の内容に関わらない修正点が見つかった場合には、鹿児島県に相談の上、川内地域原子力防災協議会に報告する改定案に反映をさせる旨の連絡があった。
- 内閣府が「川内地域の緊急時対応」の改定案に対する修正意見がないことを確認し、作業部会として同案を取りまとめ、川内地域原子力防災協議会に報告することが了承された。

(2) その他

- 特になし。

以 上